

機構集積協力金(農地の出し手に対する支援)の概要

経営転換・離農する場合の支援 (経営転換協力金)

1. 交付対象農地

機構が借り受けて転貸した農地

2. 交付対象者

農地中間管理機構へ自作地の貸付けを行った以下の農業者

- ① 農業部門の減少により経営転換する農業者
- ② 離農する農業者
- ③ 農地の相続人

3. 交付要件

経営転換・離農等により一度に全農地又は一つの経営部門の全農地を10年以上機構に貸し付け、かつ、農地が機構から受け手に貸し付けられることが必要となります。

※遊休農地の所有者は交付対象外です。

4. 交付単価

0.5ha以下	: 30万円/戸
0.5ha超2.0ha以下	: 50万円/戸
2.0ha超	: 70万円/戸

※機構：農地中間管理機構（北海道は「北海道農業公社」）

農地の集積・集約化に協力する場合の支援 (耕作者集積協力金)

1. 交付対象農地

以下のいずれかに該当する農地

①以下の農地に隣接する農地（※）

- ・農地中間管理機構が借り受けている農地等
 - ・公表された借受希望者公募情報に記載された、借受希望者が経営する農地
- ※「隣接する農地」には、同時に交付申請される場合には、「隣接する農地に隣接する農地」も含まれます。

②面的集積要件を満たす原則2筆以上の農地（①に該当しないもの）

2. 交付対象者

農地中間管理機構へ農地の貸付けを行った以下の農業者

- 交付対象農地が自作地の場合：交付対象農地を機構に対し貸し付けた農業者
- 交付対象農地が貸借地の場合：農地所有者が機構に交付対象農地を貸し付ける際に当該農地を借り入れて耕作していた農業者（合意解約される賃借権が設定後1年以上経過しており、かつ、満了の1年以上前である場合に限る。）

3. 交付要件

交付対象農地の所有者が機構に対し交付対象農地を10年以上貸付け、当該農地が機構から受け手に貸し付けられること。

4. 交付単価

機構への貸付面積のうち、上記交付要件を満たした面積に応じて、以下の単価に基づき、交付対象者へ支払う。

※27年度までの交付単価 2万円/10a

（28・29年度は上記単価の1/2、30年度は上記単価の1/4となります。）

詳しくは役場産業課農業振興係まで(TEL:0152-62-4474)